

○専修大学図書館委員会規程

昭和28年 2 月 8 日
制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、専修大学図書館規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、専修大学図書館委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 図書館運営の大綱に関すること。
- (2) 図書資料収集の基本方針に関すること。
- (3) 図書館諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他図書館長が必要と認めること。

(構成)

第 3 条 委員会は、図書館長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学部の教授会から選出された者 各 1 名
- (2) 大学院委員会から選出された者 1 名
- (3) 法科大学院教授会から選出された者 1 名
- (4) 教養系科目の担当者 1 名
- (5) 教職課程科目、司書課程科目、司書教諭課程科目、学校司書課程科目又は学芸員課程科目の担当者 1 名
- (6) 図書館職員のうち課長以上の職位にある者

(委員の選出)

第 4 条 前条第 1 号から第 5 号までに掲げる委員は、各学部の教授会、大学院委員会又は法科大学院教授会の議を経て学長が任命する。この場合において、同条第 4 号に掲げる委員にあっては専修大学教養系科目運営委員会の、同条第 5 号に掲げる委員にあっては教職課程協議会の推薦に基づくものとする。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、第 3 条第 6 号に掲げる委員の任期は、当該職にある期間とする。

(招集)

第 6 条 委員会は、図書館長が招集し、その議長となる。

(開催)

第7条 委員会は、年2回以上開催する。ただし、4名以上の委員から開催の申出があったときは、図書館長は、委員会を開催しなければならない。

(成立要件及び議事)

第8条 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の出席)

第9条 図書館長又は委員会が必要と認めたときは、委員のほかに専修大学の教職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務所管)

第10条 この規程に関する事務は、学術情報図書部学術情報図書課の所管とする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会において出席委員の3分の2以上の賛成を得て、学長が決定する。

附 則

この規程は、昭和28年2月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月25日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。